

第5次水俣市総合計画 第2期基本計画 策定方針

(平成26年度～平成29年度)

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22年度に第5次水俣市総合計画をスタートし、基本構想（平成22年度～平成29年度）に掲げる将来都市像「人が行きかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」」の実現に向け、様々な施策・事業を展開してきた。

第1期基本計画が平成25年度までの計画であることから、引き続き基本構想の実現に向けて、計画的かつ総合的なまちづくりを進めるため、4ヵ年を計画期間とする「第5次水俣市総合計画 第2期基本計画」を策定するものである。

<議会の議決について>

これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し将来の都市像を描くものであることから法的な策定義務がなくなっても策定すべきものとする。

なお、その策定にあたっては、水俣市議会基本条例により、議会の議決を経ることとされている。

水俣市議会基本条例

(議会の議決事件)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事件は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点から、水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関することとする。

※ 第2期基本計画の策定について議会の承認を経なければならない。

2 第2期基本計画の計画期間

第2期基本計画の計画期間は、平成26年度から平成29年度までの4ヵ年とする。

3 計画策定にあたっての考え方

- (1) 第5次水俣市総合計画基本構想の「まちづくりの理念と目指す将来像」など、基本的な考え方については踏襲することとする。
- (2) 第1期基本計画における実績・課題等を踏まえながら、政策・施策等について見直しを行うこととする。
- (3) 目指す将来像を実現するため、特に力を入れる施策を「リーディングプロジェクト」として位置づける。
- (4) 指標・目標値をできる限り明確に提示する。
- (5) 市民意識調査・パブリックコメント実施等により、市民意見をできる限り反映した計画とする。

4 策定体制

(1) 策定審議会

水俣市総合計画策定審議会設置条例に基づき、市議会議員、学識経験者、その他市長が適当と認めるものにより構成され、市長からの諮問に応じ、総合計画（基本計画）原案について審議、答申を行う。

※ 「市長が適当と認めるもの」については、各分野の有識者等より選定を行うが、幅広い意見を聴取するという観点から、若干名を公募することとする。

(2) 策定委員会

水俣市総合計画策定に関する規則に基づき、関係課長をもって組織（企画課長を委員長とする）し、総合計画策定の方向性を定め、プロジェクトチームを指導・助言し、総合計画原案を作成する。

(3) プロジェクトチーム

第5次水俣市総合計画第2期基本計画策定プロジェクトチーム設置規程を策定し、各課職員より構成するプロジェクトチームを組織し、政策・施策等の見直し・検討を行い、総合計画素案を作成する。

(4) 事務局

企画課政策推進室に設置し、各種調整等を行う。

(5) 市民参画

- ・市民意識調査、計画案のパブリックコメント等を実施する。

第5次水俣市総合計画（第2期基本計画）策定組織図

